

入札説明書

大月市が発注する真木地区簡易水道施設整備工事（第2工区）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年7月13日

2 入札に付する対象工事

- (1) 工事名 真木地区簡易水道施設整備工事（第2工区）
- (2) 工事場所 大月市大月町真木地内

3 入札参加資格確認申請書等の提出部数

- (1) 入札参加資格確認申請書 1部
- (2) 入札参加資格確認資料 1部
- (3) 直近の経営事項審査結果通知書（写） 1部
- (4) 令和5年7月1日以前1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けた経営事項審査結果通知書（直近の通知書と同一の場合は不要） 1部

4 設計業務等の受託者等

入札参加を希望する者は、入札公告2(1)から(8)までに掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。又、申請書の確認は受付期限日をもって行うものとする。

- (1) 申請書及び資料の提出方法
3(1)から(4)の申請書等の提出は、持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 申請書は別記様式第1号-2（単体業者用）を作成すること。
- (3) 資料は、次の①から②までとする。
 - ①同種工事の施工実績 様式第2号-2
（但し、1件の工事請負額が5,000万円以上の実績に限る）
 - ②配置予定技術者の資格・施工従事経験 様式第3号-2
（但し、1件の工事請負額が5,000万円以上の実績に限る）

5 入札参加資格の確認結果通知

令和5年7月27日付けの書面による通知とする。

6 入札参加資格が無いと認めたものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が無いと認めた者は、5の入札参加資格確認通知書に、その理由を付して通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認めた詳細な理由説明を求める場合は、令和5年8月2日までに市長宛の書面を持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 詳細な理由の説明は、入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答する。

7 申請書及び資料の扱い

- (1) 申請書及び資料の受付期限日を過ぎての提出は受け付けない。
(2) 申請書及び資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(3) 提出された申請書及び資料は、当方において公表又は無断で使用することはしない。
(4) 提出された申請書及び資料は返却しない。
(5) 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え、又は再提出は認めない。
(6) 申請書及び資料の記載方法に関する問い合わせ先

〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号

大月市 総務部 総務管理課 管財担当

電話 0554(23)8001 FAX 0554(23)1216

8 設計図書の配布

対象工事に係る設計図書の配付は次のとおり行う。

(1) 設計図書の配布

ア 配布期間 令和5年7月28日～令和5年8月24日の開庁日

(但し、正午～午後1時を除く。)

なお、本市ホームページでは、公告日から入札日の前日までの閲覧を可能とする。

イ 配布場所 〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号

大月市 総務部 総務管理課 管財担当

(2) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。なお書面(様式は自由)は持参により提出すること。

ア 受付期間 令和5年7月31日～令和5年8月17日の開庁日

(但し、正午～午後1時を除く。)

イ 受付場所 大月市 総務部 総務管理課 管財担当

(3) (2)の質問に対しては、質問及びその回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所 大月市 総務部 総務管理課 管財担当

イ 閲覧期間 令和5年8月2日～令和5年8月24日の開庁日

(4) (2)、(3)の質問及び回答は、本市ホームページにて公表する。

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和5年8月25日 午後1時45分

(2) 場所 大月市民会館 4階 視聴覚室

(3) その他 入札参加にあたっては、大月市長から入札参加資格のあることが確認された旨の通知書の写し及び入札保証保険に係る証券又は契約保証の予約証書を持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札参加者は入札の執行に先立ち、市長が入札参加資格のあることを確認した旨の通知の写し及び入札保証保険に係る証券又は契約保証の予約証書を担当職員に提示すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 提出した申請書、資料に虚偽の記載をした業者については、「大月市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき以後、指名停止を行うことがある。
- (2) 入札参加資格者は、大月市競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場に専任で配置できる者であること。